

沖縄県漁港漁場関係事業補助金交付要綱新旧対照表

改正案	現 行
<p>(趣旨) 第1条 (略)</p> <p>(定義) 第2条 この要綱において漁港漁場関係事業とは、次に掲げるものをいう。なお、漁港漁場関係事業のうち重要なものとして農林水産省令で定める要件に該当するものを特定漁港漁場整備事業という。</p> <p>(1) 水産生産基盤整備事業 水産資源の増大及び水産物の生産強化を図るため、浅海域における漁場、藻場・干潟、養殖場と密接に関連する漁港の一体的な整備と、水域の環境保全対策を総合的に実施する事業をいう。</p> <p>(2) 水産物供給基盤機能保全事業 効率的で効果的な漁港施設の更新を図るため、漁港施設の老朽化状況を調べる機能診断の実施及び機能診断結果に基づく機能保全計画の策定、並びに計画に基づく保全工事を行う事業をいう。</p> <p>(3) 水産環境整備事業 水産資源の生産力の向上とともに豊かな生態系の維持・回復を図るための漁場施設の整備及び水域の環境保全対策として水産資源の生息場の環境改善を行う事業をいう。</p>	<p>(趣旨) 第1条 (略)</p> <p>(定義) 第2条 この要綱において漁港漁場関係事業とは、次に掲げるものをいう。なお、漁港漁場関係事業のうち重要なものとして農林水産省令で定める要件に該当するものを特定漁港漁場整備事業という。</p> <p>(1) 水産生産基盤整備事業 水産資源の増大及び水産物の生産強化を図るため、浅海域における漁場、藻場・干潟、養殖場と密接に関連する漁港の一体的な整備と、水域の環境保全対策を総合的に実施する事業をいう。</p> <p>(2) 水産物供給基盤機能保全事業 効率的で効果的な漁港施設の更新を図るため、漁港施設の老朽化状況を調べる機能診断の実施及び機能診断結果に基づく機能保全計画の策定、並びに計画に基づく保全工事を行う事業をいう。</p> <p>(3) 水産環境整備事業 水産資源の生産力の向上とともに豊かな生態系の維持・回復を図るための漁場施設の整備及び水域の環境保全対策として水産資源の生息場の環境改善を行う事業をいう。</p>

(4) 漁業集落環境整備事業（補助事業）
水産業の振興と水産物の安定供給の確保を図るため、水産業の持続的発展の基盤たる役割を果たしている漁村インフラの強靱化等を推進する事業をいう。

(5) 地域水産物供給基盤整備事業
地域の特性を活かしつつ、漁港及び漁場等の整備、地域における水産資源の維持増大並びに生産流通機能の強化を図り、もって地域の水産業の健全な発展を図る事業をいう。

(6) 漁港漁村環境整備事業

ア 漁港環境整備事業
漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条の規定に基づき指定された漁港区域内の漁港施設用地等において行う植栽、休憩所、運動施設、親水施設、安全情報伝達施設等漁港の環境向上に必要な施設の整備等の事業をいう。

イ 漁業集落環境整備事業
漁業及び漁村の健全な発展に資する目的で行う漁業集落道整備、水産飲雑用水施設整備、漁業集落排水施設整備及び用地整備等の事業をいう。

ウ 漁村地域整備交付金
地域の創造力を活かせるように、地域の既存ストックの有効活用等を通じた生産基盤と生活環境施設の効率的整備を推進し、個性的で豊かな漁村の再生を支援する事業をいう。

(4) 水産流通基盤整備事業
水産物の流通拠点として重要な役割を果たす漁港において、水産物の品質・衛生管理の向上、陸揚・集出荷機能の強化等に資する高度衛生管理型荷捌所や岸壁等の整備、あるいは施設規模の適正化を図るための除却等を行う事業をいう。

(5) 地域水産物供給基盤整備事業
地域の特性を活かしつつ、漁港及び漁場等の整備、地域における水産資源の維持増大並びに生産流通機能の強化を図り、もって地域の水産業の健全な発展を図る事業をいう。

(6) 漁港漁村環境整備事業

ア 漁港環境整備事業
漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条の規定に基づき指定された漁港区域内の漁港施設用地等において行う植栽、休憩所、運動施設、親水施設、安全情報伝達施設等漁港の環境向上に必要な施設の整備等の事業をいう。

イ 漁業集落環境整備事業
漁業及び漁村の健全な発展に資する目的で行う漁業集落道整備、水産飲雑用水施設整備、漁業集落排水施設整備及び用地整備等の事業をいう。

ウ 漁村地域整備交付金
地域の創造力を活かせるように、地域の既存ストックの有効活用等を通じた生産基盤と生活環境施設の効率的整備を推進し、個性的で豊かな漁村の再生を支援する事業をいう。

(7) 海岸環境整備事業

海岸法（昭和31年法律第101号）第40条第1項第2号及び第2項に規定する区域に係る海岸保全区域内において実施する離岸堤、突堤、護岸、遊歩道、養浜、植栽及びその他附帯施設等の新設又は改良の事業をいう。

(8) 海岸保全施設整備事業

高潮、津波、波浪、海岸浸食等による被害から海岸を防護し、もって国土の保全を図り、併せて国民の保護の場としてその利用に供するため、潤いのある海岸整備を行うための事業をいう。

(9) 漁港機能増進事業

漁港ストック効果の最大化を図りつつ、漁村の活力を取り戻すため、就労環境の改善や施設の有効活用など、漁港機能を増進する取組を推進する事業をいう。

（補助の対象及び補助率）

第3条～第6条 [略]

（補助事業の予定期間延長承認申請等）

第7条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合は、事前に予定期間延長承認申請書（第4号様式（削除））を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（削除）

2 補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(7) 海岸環境整備事業

海岸法（昭和31年法律第101号）第40条第1項第2号及び第2項に規定する区域に係る海岸保全区域内において実施する離岸堤、突堤、護岸、遊歩道、養浜、植栽及びその他附帯施設等の新設又は改良の事業をいう。

(8) 海岸保全施設整備事業

高潮、津波、波浪、海岸浸食等による被害から海岸を防護し、もって国土の保全を図り、併せて国民の保護の場としてその利用に供するため、潤いのある海岸整備を行うための事業をいう。

(9) 漁港機能増進事業

漁港ストック効果の最大化を図りつつ、漁村の活力を取り戻すため、就労環境の改善や施設の有効活用など、漁港機能を増進する取組を推進する事業をいう。

（補助の対象及び補助率）

第3条～第6条 [略]

（補助事業の予定期間延長承認申請等）

第7条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合は、事前に予定期間延長承認申請書（第4号様式。ただし、補助事業の年度を繰り越す場合は、第4-2号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定において、補助事業の年度を繰り越す場合の承認は、県議会後とする。

3 補助事業者は、第1項に基づく予定期間延長申請を取り下げる場合は、速やかに予定期間延長承認申請書取下届を知事に提出しなければならない。

4 補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合は、

(事業着手届)
第8条～第13条 [略]

附 則 [略]

附 則
この要綱は、令和5年4月1日より施行する。ただし、令和4年度以前の予算に係る旧要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(事業着手届)
第8条～第13条 [略]

附 則 [略]

附 則 [新設]

様式第1号～様式第3号〔略〕

様式第4号〔略〕

様式第4-2号（削除）

様式第1号～様式第3号〔略〕

様式第4号〔略〕

様式第4-2号

第4-2号様式（第7条関係）

第 号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

補助事業者 名

予定期間延長承認申請書（繰越）（当初・変更）

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号で提出した予定期間延長承認申請について、下記の理由により（予定期間内に完了しない・内容変更したい）ので、沖縄県漁港漁場関係事業補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、予定期間の延長を承認されたく申請します。

記

- 1 事業着手年月日
- 2 当初完了予定年月日
- 3 承認を受けようとする延長期限
- 4 事業が予定期間内に完了しない理由

- 5 事業進捗状況
別紙のとおり
- 6 繰越申請額

様式第4-3号 (削除)

様式第5号 [略]

様式第4-3号

第4-3号様式 (第7条関係)

第 号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

補助事業者 名

予定期間延長承認申請書取下届

次のとおり予定期間延長承認申請書等を取り下げたいので、沖縄県漁港漁場関係事業補助金交付要綱第7条第3項の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 取り下げようとする書類
- 2 申請年月日
- 3 取下げの理由

様式第5号 [略]

